



今月の講師

やまぐち
山口

あきひろ
章浩氏

防衛研究所政策研究部

サイバー安全保障研究室 研究

1995(平成7)年生まれ、京都府出身。香川大学法学部法学科卒業、神戸大学大学院国際協力研究科博士後期課程単位取得退学。日本学術振興会特別研究員DC-1などを経て、2024年から防衛研究所。専門は国際法(国家責任法)、サイバー安全保障政策。主な著作として「武力紛争当事者による国际人道法の尊重を確保する第三国の義務」『六甲台語集』(22年)、「能動的サイバー防御」導入と国際法上の評価——特に『アクセス・無害化措置』について」NIDSコメントリー(25年)など。

時代を読み解く

四

寧々久セ不

儀一無言仁子圖

サイバー安全保障の強

金を制度化して一能

月に成立した。防衛省

府や重要インフラへの

バー攻撃に対し、攻撃され

、無害化する措置を警
で、

協働して実施する役割を
す。

国政府を背景とするサ生

能動的サイバー防衛

一攻撃について、これ
や、サイバー攻撃を「武力
」と認定して自衛権を
行使することが念頭に置か
れた。しかし、現実には
「攻撃」の高いハードル
悬念が国会審議においても
無書化措置の適切な実施
のためには、国際法を含む
法的検討が不可欠だ。特に、
国外にある機器への措置
は、相手国の主権侵害＝国
際法違反にならないかとの
懸念が国会審議においても
要最小限
するとの
たとえ
たし対
だに普遍的な合意形成の途
上にあるため、不斷の検討
と主張さ
が必要だ。
主権侵害にならないかと
正当化も
がある。

象国もこの解釈を
限らず、主権侵害
されば日本は別の
選択肢とする必要
による國 かかる
うものと
業が政府
度の措置」を実施
政府答弁もある。
てサイバ
も見られ
第三は
ての正当

は限らず、外国企
通れない場合に
向けビジネスとし
「攻撃を行う事例
る。

「緊急避難」とし
化である。相手国
際法違反の有無に
ず、重大かつ急且
撃主体を指標に判
一攻撃の主

課題は、サイバー 正當化で
体の特定だ。攻撃 ための基
定は、これまでの 討が求め
との類似性などを 攻撃事案
断される。サイバ い、措置
、被害国政府は從来 ることも
撃手法の詳細や攻 無害化

きるかを判断する標準づくりと事業者による実効性検査の実効性を検査する。技術的措置は、技術的措置を

次への対処として、かしこ事後の公表とは異なってサイバ

適用に柔軟性があ
心が求められる場合、判断
つた複数

とも危険の回避の精度と迅速さのバランスをもつて運転する。

など、濫用を防ぐことで、判断が求められる

ある。 言ふるに要するに、
基準と事前の検討

うに国外の機器に
今後、サイバー攻撃に関
体化し、

正当化の根拠に沿
分析を行う能力を高めてい
の明確化

選用の在り方を
必要がある。またどの定の方

る場合でも避けて法的根拠に依拠して行動をう。